

わたげの家(指定生活介護・指定就労継続支援B型)重要事項説明書

この重要事項説明書は、当法人が経営するわたげの家(指定生活介護・指定就労継続支援B型)とのサービス利用契約を締結される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上の重要な事項について説明するものです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事務所の所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325

2. 事業所

事業所の名称	わたげの家
事業所の所在地	岐阜県加茂郡八百津町八百津3393番地2
電話番号等	Tel 0574-43-8080 Fax 0574-43-8081
サービスの内容	(1) 指定生活介護 (2) 指定就労継続支援B型
利用定員	(1) 指定生活介護 20人 (2) 指定就労継続支援B型 15人
主たる対象者	18歳以上の知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病等対象者

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(1) 指定生活介護 常時介護を必要とする障害者について、昼間においてその者の有する能力に応じた生産活動を主体とした活動の場を提供するとともに、食事、排泄の介護等を行うことにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 (2) 指定就労継続支援B型 事業所に雇用されることが困難な障害者について、福祉的就労や生産活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。
運営の方針	利用者が働くことを通して、生きることを体感し得る場であることを事業運営の究極の目標として、社会性の伸長並びに職業能力の育成に努めます。

4. 施設の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建
	延べ床面積	1,110.11㎡
敷地面積		1,885.43㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	めん 面	せき 積	備 考
【指定生活介護】				
訓練・作業室	1	129.60	㎡	
車椅子便所	1	8.70		
洗濯室	1	6.92		
【指定就労継続支援B型】				
訓練・作業室	3	366.20	㎡	
ボイラー室	1	2.26		
便所	1	7.46		
喫茶店	1	46.95		
【共用スペース】				
多目的室	1	47.88	㎡	
相談室	1	10.28		
食堂	1	105.60		
事務室	1	52.56		
休養室	1	17.21		
書庫	1	9.63		
湯沸室	1	10.35		
便所	1	7.06		
洗面所	1	16.15		
男子更衣室	1	15.02		
女子更衣室	1	13.51		
男子便所	1	17.04		
女子便所	1	9.89		
倉庫	1	73.81		
倉庫	1	14.64		
玄関・廊下等	1	121.39		

5. 職員の職種・員数及び職務の内容
【指定生活介護】

しょうくしゅ 職 種	いんすう 員数	く 区				ぶん 分				しょうくむないよう 職務内容
		じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非 常 勤						
		せん 専	じゅう 従	けん 兼	にん 任	せん 専	じゅう 従	けん 兼	にん 任	
かんりしや 管理者	1			1					とうかつかんり 統括管理	
サービスかんりせきにんしや 管理責任者	1			1					りようけいかく さくせい 利用計画の作成	
せいかつし えんいん 生活支援員	7		3				3	1	りようしや せいかつしえん 利用者の生活支援	
かんごしよく 看護職	1						1		りようしや けんこうかんり 利用者の健康管理	
うんてんしゅ 運転手	1						1		そうげいしやりよう うんてん 送迎車両の運転	
じむいん 事務員	4			4					しよむ じむ 庶務事務	

【指定就労継続支援B型】

しょうくしゅ 職 種	いんすう 員数	く 区				ぶん 分				しょうくむいよう 職務内容
		じょう 常		きん 勤		ひ 非		じょう 常 勤		
		せん 専	じゅう 従	けん 兼	にん 任	せん 専	じゅう 従	けん 兼	にん 任	
かんりしゃ 管理者	1				1					とうかつかんり 統括管理
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	1				1					りようけいかく さくせい 利用計画の作成
せいかつしえんいん 生活支援員	1		1							りようしゃ せいかつしえん 利用者の生活支援
しょうぎょうしどういん 職業指導員	3						2		1	りようしゃ さぎょうしえん 利用者の作業支援
うんでんしゅ 運転手	1								1	そうげいしやりょう うんでん 送迎車両の運転
じむいん 事務員	4				4					しょうむ じむ 庶務事務

6. 職員の勤務体制
【指定生活介護】

職種	勤務体制	運営規程の概要
管理者	B勤(8:30～17:30)	1名
サービス管理責任者	B勤(8:30～17:30)	1名
生活支援員	A勤(8:00～17:00)、B勤(8:30～17:30)、 C勤(8:15～16:45)、D勤(8:30～16:30)、 E勤(8:30～12:00)、E2勤(13:00～16:30) F勤(10:00～17:00)	5名以上
看護師	D勤(8:30～16:30)、E勤(8:30～12:00)	1名以上
運転手	L勤(7:30～9:00及び16:00～17:00)	1名以上
事務員	JM勤(8:00～17:00)	2名以上

【指定就労継続支援B型】

職 種	勤 務 体 制	運営規程の概要
管理者	B勤(8:30～17:30)	1名
サービス管理責任者	B勤(8:30～17:30)	1名
生活支援員	B勤(8:30～17:30)、D勤(8:30～16:30)	1名以上
職業指導員	B勤(8:30～17:30)、D勤(8:30～16:30) E勤(8:30～12:00)、H勤(7:30～12:00) J勤(7:30～15:30)	1名以上
運転手	G勤(7:30～8:30)、他の勤務者で運転業務含む	1名以上
事務員	JM勤(8:00～17:00)	2名以上

7. サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日で事業所が定める休業日を除く。ただし、必要に応じて土・日曜日にサービス提供を行うことがあります。
サービス提供時間	午前8時30分から午後4時30分。ただし、自然災害の発生の恐れがあるときは、サービス提供時間を短縮することがあります。

8. 介護給付費等対象サービスの内容

当事業所では、利用者に次のサービスを提供します。

当事業所で行うサービスは、毎年度、利用者個々の希望や支援課題等を把握し、支援目標となる「個別支援計画」を作成して、この「個別支援計画」に基づいて支援を行います。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、「個別支援計画」の写しを利用者に交付いたします。

【指定生活介護】

種類	内容
食事	食事の提供は行いませんが、外部からの食事を斡旋するとともに、食事の保温管理や湯茶を提供し、食事マナーの支援等を行います。 ＜食事時間＞ 12:00から13:00
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向け適切な支援を行います。
生産活動	利用者の希望と障がいの程度や能力に応じた活動内容を提供します。 活動内容：資源分別作業
創作活動等	- 水曜日の午後を活動日として、アートなどの創作活動や軽スポーツ、季節行事等の活動などを通して充実した過ごし方ができるように支援します。 - 買い物、外食などの学習を行います。
機能訓練	水曜日の午後に機能訓練を行い身体機能の維持向上を図るとともに、毎日の活動の前に散歩や体操を行うなどによりADLの向上に努めます。
生活相談	利用者及びその家族からの生活上の様々な相談について、誠意を持って対応し、必要な援助を行うように努めます。
健康管理	- 年2回健康診断を行い健康管理に努めます。 - 常時は看護師の指導により疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時は必要によって主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 - サービス提供中に利用者が医療機関の受診が必要となる場合には、その付き添い等について配慮します。 - 服薬の必要な利用者には、看護師の指導の基に支援員が管理し、服薬時に適切な支援を行います。
訪問支援	何らかの都合で欠席日が続く場合には、生活支援員が家庭を訪問して利用者の状態を確認したり相談に応じるなど復帰を支援します。
送迎サービス	徒歩での通所が困難、又は公共交通機関を利用したサービスの利用が困難な利用者には、送迎車両を運行して通所のための移動を支援します。また、公共交通機関を利用される利用者には、その際の援助を行います。
その他	上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。

【指定就労継続支援B型】

種類	内容
食事	食事の提供は行いませんが、外部からの食事を斡旋するとともに、食事の保温管理や湯茶を提供し、食事マナーの支援等を行います。 ＜食事時間＞ 12:00から13:00
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向け適切な支援を行います。
機能訓練	水曜日の午後に機能訓練を行い身体機能の維持向上を図るとともに、毎日の活動の前に散歩や体操を行うなどによりADLの向上に努めます。
就労支援	作業を通して職業 自立を目標に就労支援を行います。作業種目としてはクリーニング、ダンボール組立等の請負作業や喫茶店営業を柱に、利用者の障害の特性や希望を尊重して適切な作業種目を選定します。また、作業を通して利用者の就労姿勢の育成や耐性の強化、作業能力の向上に配慮した支援を行います。
施設外就労等	就労能力の向上と工賃アップを図るとともに一般就労への道を開くため利用者の希望を取り入れながら受け入れ企業の開拓を行い、施設外就労や施設外支援にも取り組みます。
実習先企業等の紹介	就労能力の向上した利用者には、希望により企業実習の機会が提供できるよう受け入れ先の開拓、紹介に努めます。
求職・職場定着支援	- 就労能力が向上し就労を希望する利用者には、ハローワーク等関係機関との連携を図り求職活動を支援します。 - 企業等への就労が実現した利用者には、退所後においても職場定着が出来るよう側面的な支援を行います。
生活相談	利用者及びその家族からの生活上の様々な相談について、誠意を持って対応し、必要な援助を行うように努めます。
健康管理	- 年2回健康診断を行い健康管理に努めます。 - 常時は、看護師の指導により疾病予防、健康管理に努めます。 - また、緊急時は必要によって主治医あるいは協力 医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 - サービス提供 中に利用者が医療機関の受診が必要となった場合には、その付き添い等について配慮します。 - 服薬の必要な利用者には、看護師の指導の基に支援員が管理し、服薬時に適切な支援を行います。
訪問支援	何らかの都合で欠席日が続く場合には、生活支援員が家庭を訪問して利用者の状態を確認したり相談に応じるなど復帰を支援します。

送迎サービス	・ 徒歩での通所が困難、又は公共交通機関を利用してのサービス利用が困難な利用者には、送迎車両を運行して通所のための移動を支援します。また、公共交通機関を利用される利用者には、利用の際の援助を行います。
その他	・ 上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。

9. 通常事業の実施地域

- (1) 指定生活介護……美濃加茂市、可児市、御嵩町、川辺町及び八百津町の全域とします。
- (2) 指定就労継続支援B型……美濃加茂市、可児市、御嵩町、川辺町及び八百津町の全域とします。

10. 工賃の支払

生産活動による収益がある場合には、生産活動に従事した利用者に対して、別に定める工賃支払規程に基づき工賃をお支払いします。なお、就労継続支援B型の利用者には、特段の事情がない限り、1カ月当たりの工賃の平均額は、1人当たり3,000円を下回らないものとします。

11. 利用者から受領する費用の種類及びその額

事業者が利用者にお支払いいただく費用は、次のとおりです。

- (1) 指定生活介護・指定就労継続支援B型のサービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。

- (2) 法定代理受領を行わない指定生活介護又は指定就労継続支援B型のサービスを提供した際は、利用者から当該サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現にサービスに要した額)の支払を受けるものとします。

この場合、提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

- (3) 上記以外の費用の額

【指定生活介護】

- ア 創作的活動に係る材料費の実費
- イ 日用品費の実費
- ウ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

【指定就労継続支援B型】

- ア 日用品費の実費
- イ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

12. 費用の支払方法等

利用者負担額等の支払は、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払いください。

＜支払方法＞

- 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- 口座振替日（支払日）：毎月25日（当日が金融機関の休業日の場合は直後の営業日）
- 口座振替手数料は、事業者が負担します。

13. 苦情等に関する対応

事業所の相談窓口	- 苦情解決責任者 管理者 西野 正則 - 窓口担当者：生活支援員 ○○ ○○ - ご利用時間：8:30～17:30（日曜・祭日等休業日を除く。） - 電話番号：0574-43-8080 ・ FAX番号：0574-43-8081 - 苦情受付箱「なんでも意見箱」を設置していますのでご利用下さい。
苦情解決第三者委員	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○
市町村福祉課	お住まいの市町村福祉担当課
県の相談窓口	所在地：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階 名称：岐阜県運営適性化委員会 電話番号：058-278-5136

14. 虐待防止に関する対応

事業所の相談窓口	- 虐待防止責任者 統括管理者 浅井 長可 - 窓口担当者 生活支援員 ○○ ○○ - ご利用時間：8:30～17:30（日曜・祭日等休業日を除く。） - 電話番号：0574-43-8080 ・ FAX番号：0574-43-8081
----------	--

15. 医療機関及び緊急時の対応

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 大治会 伊佐治医院
医師名	伊佐治 亮平
所在地	岐阜県加茂郡八百津町八百津3926番地
電話番号	0574-43-0011
診療科	内科、外科、肛門外科、整形外科

(2) 歯科協力医療機関	
医療機関の名称	古瀬歯科
医師名	古瀬 裕平
所在地	岐阜県加茂郡八百津町八百津3583番地1
電話番号	0574-43-2333
診療科	歯科

- (3) 緊急時及び事故発生時における対応
- ア サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や事故発生時には、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族にご連絡いたします。また、必要なケースについては、県、市町村等関係機関に報告します。
- イ サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「わたげの家避難訓練及び消防計画」により対応します。
平常時の訓練	別途定める「わたげの家避難訓練及び消防計画」にのっとり、年6回の避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	- 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯 - 消火器 ・ ガス漏れ感知器 - カーテン、フロアマット等は防災性のあるものを使用しています。
消防計画等	- 消防計画の作成日 ： 平成27年6月22日 - 防火管理者 管理者 西野 正則

17. 事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ず職員に連絡し面会簿に記録をお願いします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	法人の敷地内は全て禁煙となっています。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教 活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18. 個人情報の扱い

(1) 個人情報の管理

- ・ 利用者の個人情報の取得、あるいは他のサービス事業者への情報提供については、事前に利用者の承諾を得るようにします。
- ・ 事業所が保有する利用者の情報について、紛失、漏洩、改ざん防止、及び不正なアクセス等によるリスクに対して必要な安全対策等を講じて適切な管理を行います。

(2) 個人情報保護等に関する相談窓口

- ・ 事業所が保有する個人情報の開示、訂正、保護等についてのご相談、お問い合わせについては、法人事務局へご連絡ください。

・ 電話番号 0574-73-1311 ・ FAX番号 0574-73-1325

19. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無し
-------	----

20. サービス提供開始日

サービス提供開始が可能な年月日	サービス利用契約締結の日から
-----------------	----------------

重要事項等の説明の年月日
令和 年 月 日

私は、事業者から本書面に基づいて指定生活介護・指定就労継続支援B型に関するサービスの重要事項等について説明を受け、当該サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

※ 上記の記載は、利用者が身体等の状況により署名ができないため、私（代理人）が利用者本人の意志を確認の上、代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

前述の重要事項等の内容について、説明しました。

事業者所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
事業者名	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事業所名	わたげの家
説明者職氏名	印